

【ポイント】

- 本22日、官報通知により非常事態宣言が延長。

【本文】

1 本22日、官報通知により非常事態宣言が延長されました（今後当地国会での承認を得ることにより1か月間有効となります）。既にご案内のとおり、これによる日常生活への大きな影響はない見込みですが、公権力による逮捕状なしの逮捕・拘留が可能になるなど行動が制限される可能性がありますので、ご注意ください。

2 当地治安当局による捜査などにより、治安情勢は回復傾向にありますが、万一来に備え、日頃からニュースなどでスリランカ側の発表に注意するとともに、関連情報の収集に努めるよう心がけてください。

在スリランカ日本国大使館

電話：（国番号94）11-269-3831

メール：ryoujivisa@co.mofa.go.jp